

以下に該当する方の

病児保育利用料を免除します

免除期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

郡山市民で、次の施設にお勤めの方またはひとり親家庭の保護者の方

医療提供施設	病院、診療所、助産所、調剤薬局、訪問看護事業所
介護サービス提供施設	居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、施設サービス実施施設
老人福祉施設等	老人福祉施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障がい福祉施設	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、移動支援事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設、児童発達センター
保育施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設
放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業所
保健所	保健所

申込書を書いていただきますので、窓口にお申し出ください。